

## 搬入容器と表示方法

- 1) 原則として、廃液は指定10ℓポリエチレン容器、固形廃棄物は10ℓ～20ℓのポリバケツを使用すること。その他の容器・ブリキ缶等での搬入は受け付けないものとする。
- 2) 搬入廃棄量は10ℓ程度とする。
- 3) 専用の伝票ポケット※を写真のようにポリ容器の所定の位置に貼り、受付の済んだ容器添付用伝票を申込番号が表になるように四つ折にして挿入する。容器ごとに1部の伝票を添付する。
- 4) 分類ラベル※に部局・学科・研究室を記入の上、ポリ容器の上面に貼る。ラベルが剥がれることもあるので、ポリ容器本体にも所属を記しておく。また固形廃棄物（K分類）の分類ラベルはないので、ポリバケツのフタと側面に直接マジックで記入する。
- 5) ラベルを貼った容器は、破損のないことや耐久性を確認した上、同じ分類の廃液に繰り返し使用するものとする。  
また運搬時に廃液漏れの原因となる容器のフタの破損・パッキンの有無にも注意を払う。
- 6) 容器の更新は原則として各研究室で行うこと。  
なお容器の購入は、総合安全衛生管理機構でも共同購入しているので、それを利用することもできる。
- 7) 可燃性有機溶媒等のうち、火気厳禁のものは赤マジックあるいはラベルを用いて「火気厳禁」と容器に表示する。
- 8) 水銀を含むと認められる廃液はすべて水銀系とする。またシアンを含む場合は、pH10以上のアルカリ性にして、その旨を明示すること。

※伝票ポケット・分類ラベルは総合安全衛生管理機構で用意する

ポリ容器写真



ポリバケツ写真

